

- ベビーシッターを含め 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設における保育に従事する者の要件として、保育士、看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とし、その研修の内容については、各自治体に対して通知で示している。
 - 同通知において、都道府県知事等が同等以上と認める研修の基準等については、追って示すこととしており、その内容について検討する必要がある。
- ※ 自社研修は、都道府県知事等が行う研修の補完的な位置づけとして考える。

▶ 都道府県知事等が同等以上と認めるに当たり確認すべき事項として、以下の項目が想定される。

1 法人基準

- 継続・安定した事業運営が可能か（財務諸表や社会保険料納付状況、体制等）
- 居宅訪問型保育事業者として、または研修事業者としての実績があるか（事業、研修の範囲、期間、重大事故歴等）
- 個人情報保護の規定を定めているか、情報管理は適切か

【想定される確認項目】

(1)事業継続性、(2)事業実績、(3)情報の適切な管理

2 研修基準

- 研修内容は、原則、認可の居宅訪問型保育研修（基礎研修）と同様とする
- 自社以外のベビーシッターの受講を可能とする（もしくは要件とする）

【想定される確認項目】

(1)研修内容、(2)講師、(3)研修回数、(4)規則等の公開、(5)受講資格、(6)修了証書の交付、(7)名簿の作成・管理、(8)オンライン研修、(9)フォローアップ研修、(10)その他

3 その他

- 同等以上と認められた研修について、その後の基準適合状況の確認

1 法人基準

研修の実施主体である法人の要件として、以下の点を確認する。

(1) 事業継続性

- 安定的に研修を実施する必要があるため、継続的な事業運営体制が必要。
- 確認点としては、
 - ・ 財務諸表（事業の安定的運営に必要な財政基盤）
 - ・ 社会保険料納付状況
 - ・ 研修事業の経理と他の経理の明確な区分（事業の収支状況を明らかにする書類の整備）
 - ・ 研修の適切な実施に必要な職員配置がなされていること 等

(2) 事業実績

- 以下の実績が複数年あること。（①かつ②）
 - ① 認可又は認可外の居宅訪問型保育事業の実績（5年以上）
 - 論点 過去5年間に重大な事故が発生していないことを要件としてはどうか。
 - 論点 事業実績として、認可外の居宅訪問型保育事業に係るマッチングサイト運営の実績を認めるか。
 - ② 地方自治体から居宅訪問型保育研修事業等の研修受託実績
 - ※子育て支援員研修などの研修受託実績についても、都道府県が認めれば可とする。

(3) 情報の適切な管理

- 個人情報保護に関する規程を定めていること。
- 適切な情報管理・保管

2 研修基準

実施する研修の内容として、以下の点を確認する。

(1) 研修内容

- 研修内容は、原則、居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）と同様とすること。
- 自社で行う接遇研修等とは区分して実施すること。
※特に、心肺蘇生法（実技講習）は事業開始前に受講することが望ましい。

(2) 講師

- 経歴、資格、実務経験等に照らし、研修実施が可能と見込まれる講師が研修カリキュラムの科目や回数に応じて確保されていること。（原則、複数名）
※都道府県等は、事業者から各科目の講師の選定に関する相談を受けた場合には、適宜相談に応じること。

(3) 研修回数

- 継続的に、原則、年1回以上開催すること。研修受講見込者数が少ない場合はこの限りではない。
- 受講者が受講しやすいよう研修開催地に配慮すること。

(4) 規則等の公開

- 研修の目的、実施場所、研修期間、カリキュラム、講師氏名、修了の認定方法、受講資格、募集要項、受講料等を明示すること。（都道府県等への届出とHP等での公開）

(5) 受講資格

論点 研修受講機会の拡大等の観点から、研修事業者に雇用等されていない者についても対象とするか。

(6) 修了証書の交付

- 修了証書の交付は、研修事業者が行うこととする。
- 記載内容に変更があった場合や、修了証書の紛失があった場合には、必要な確認を行った上で再発行や更新を行うこと。
- 認定を受けた都道府県等以外の自治体においても、効力を持つものとする。
※修了証書の有効期限は特段設けない。

(7) 名簿の作成・管理

- 研修事業者は、修了者の名簿を作成し、適切に管理すること。
※都道府県等からベビーシッターの研修修了状況等に係る照会があった場合には、適切に対応すること。
※名簿に掲載する情報は、修了証書番号、修了年月日、氏名等。

(8) オンライン研修

論点 デジタル化等も踏まえ、eラーニング等オンラインを活用した研修について、どのように考えるか。

※ 今年度、厚生労働省において、「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究」を実施中。

(9) フォローアップ研修

- 研修終了後、継続的に業務に従事する者に対しては、計画的にフォローアップ研修を実施するよう努めること。

(10) その他

- 事業者は、研修の年間計画を都道府県等に提出し、必要に応じて都道府県等職員が研修内容を实地確認することを受け入れること。

論点 研修修了の効力は、都道府県等が認定した日以降の研修に限るか。過去の同様の研修についても研修修了の効力を認めるとする場合、どの範囲の期間で認めるか。

3 その他

- 同等以上と認められた研修について、都道府県等において、研修の実施状況の報告を求めるなどして、定期的に適合状況を確認すること。
- 都道府県等は、保育者の研修受講機会の確保の観点から、子育て支援員研修など管内における研修の実施状況等を踏まえた上で、自社研修等の認定の判断を行うこと。
- 都道府県等は、研修修了者について、運営状況報告等をもとに、その後の活動状況を把握し、適宜フォローアップ研修の受講を促すことが望ましい。

(参考資料)

◆「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) (別添) <抄>

認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者(複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。)が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

◆『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』
(令和元年9月20日子発0920第2号厚生労働省子ども家庭局長通知) <抄>

1 「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修」

「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修」とは、以下の(1)から(2)のいずれかをいう。

(1) 都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める家庭的保育者等研修事業の基礎研修または居宅訪問型保育研修事業の基礎研修

(2) 都道府県等が行う「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める専門研修の「地域保育コース」

2 「都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修」

「都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修」について、以下の

(1)から(4)は、1に定める研修と同等以上のものとして取り扱えることとする。

なお、以下の(1)から(4)以外の主体が実施する研修について、都道府県知事が1(1)に定める研修と同等以上のものと認める基準等は、追って示す予定である。

(1) 市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が実施する1(1)で定める研修(「多様な保育研修事業実施要綱」に定める指定研修事業者が実施した研修を含む。)

(2) 市町村長又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業(「企業主導型保育事業等の実施について」(平成29年4月27日府子本第370号・雇児発0427第2号)の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の2に定める企業主導型保育助成事業をいう。以下同じ。)の実施主体が実施する1(2)で定める研修(「子育て支援員研修事業実施要綱」で定める指定研修事業者が実施した研修を含む。)

(3) 公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修

(4) 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修(「認定ベビーシッター」資格の登録がされた場合に限る。)

- 認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者は、原則 1 : 1、かつ、乳幼児宅で保育する特性を踏まえ、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）以外の従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業者も無償化の対象となる。しかし、5年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。

| 項目 | 認可外保育施設指導監督基準 | | 改正後 (認可外の居宅訪問型保育事業) |
|----------------|--|--|---|
| | 認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育) | 認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育) | |
| 職員 | ○配置基準(乳幼児) : (保育士) 0歳児 3 : 1、1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1、4歳以上児 30 : 1 ○職員 : 保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要 | ○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 基準なし (望ましい基準のみ) | ○配置基準 ・原則 1 : 1 ○職員 : 保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者 ※「一定の研修」については別紙 |
| 設備 | ○全年齢共通 ・ 保育室 1.65㎡以上/人 ・ 調理室、便所 | — | — |
| 非常災害に 対する措置 | ○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施 | — | — |
| 児童の処遇 | ○保育の内容 ・ 保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等 | (同左) ※一部適用除外 | (同左) ※一部適用除外 |



※ 認可外の家庭的保育事業（1日に5人以下の乳幼児を保育）についても、認可外の居宅訪問型保育事業と同様、基準がない（保育士又は看護師の配置が望ましいという基準のみ）ことから、今般、1人以上は一定の研修受講を基準とすることが適当である。

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上**の演習の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
 - ① 地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
 - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
 - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
- ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義+2日以上の実習（見学）又は演習
- ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的な内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
 - ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にカリキュラム・時間数や内容等が示されている。

| 科目名 | 時間数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目 | |
| ①居宅訪問型保育の概要 | 1時間 |
| ②乳幼児の生活と遊び | 1時間 |
| ③乳幼児の発達と心理 | 1.5時間 |
| ④乳幼児の食事と栄養 | 1時間 |
| ⑤小児保健Ⅰ | 1時間 |
| ⑥小児保健Ⅱ | 1時間 |
| ⑦心肺蘇生法（実技講習） | 2時間 |
| 2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目 | |
| ⑧居宅訪問型保育の保育内容 | 2時間 |
| ⑨居宅訪問型保育における環境整備 | 1時間 |
| ⑩居宅訪問型保育の運営 | 1時間 |
| ⑪安全の確保とリスクマネジメント | 1時間 |
| ⑫居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項 | 1.5時間 |
| ⑬居宅訪問型保育における保護者への対応 | 1.5時間 |
| ⑭子ども虐待 | 1時間 |
| ⑮特別に配慮を要する子どもへの対応 | 1.5時間 |
| 3. 研修を進める上で必要な科目 | |
| ⑯実践演習 | 1～2日 |
| 4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目 | |
| ⑰実施自治体の制度について | 1時間 |
| 計 | 20時間 + 1日以上の実践演習 |

保育に従事する者が修了すべき研修について

■ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設における保育に従事する者の要件は、以下のとおり。

- 1) **保育士又は看護師**（准看護師含む。）の資格を有する者
- 2) **都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修**（※）を修了した者

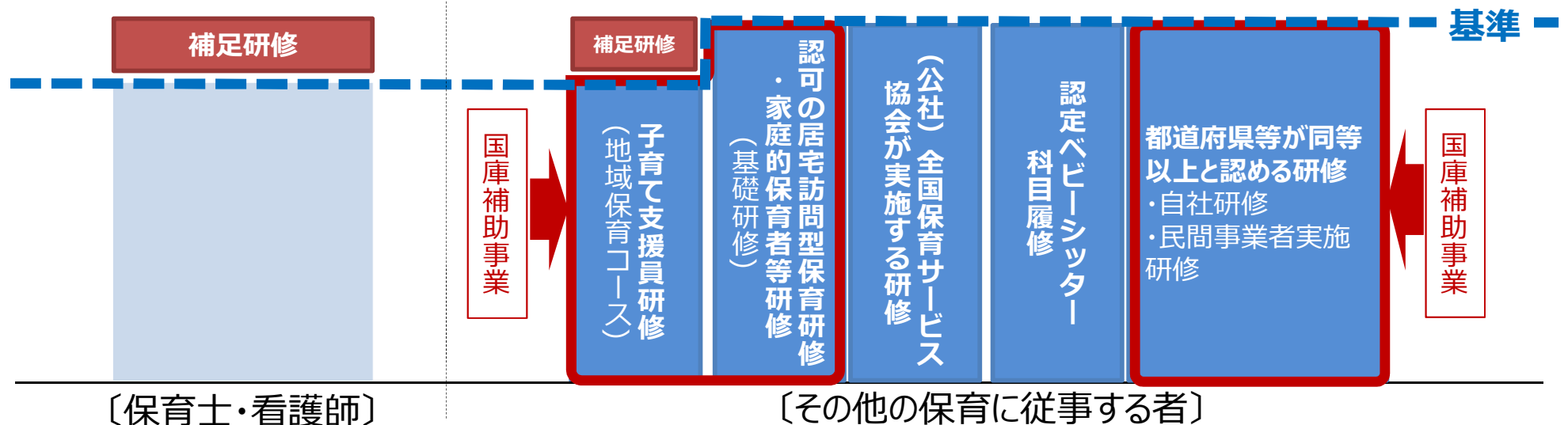
（※ 都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）

〔○法第6条の3第9項に規定する業務（家庭的保育）を目的とする施設の場合は1人以上、同条第11項に規定する業務（居宅訪問型保育）を目的とする施設の場合は全ての者が該当する必要がある。〕

■ 都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修については、以下のとおり。

- 1) 都道府県知事が行う、
 - (1) 家庭的保育者等研修または居宅訪問型保育研修の基礎研修
 - (2) 子育て支援員研修（地域保育コース）
- 2) 都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長等が行う、
 - (1) 1(1)の研修
 - (2) 1(2)の研修
 - (3) 全国保育サービス協会が実施する研修
 - (4) 認定ベビーシッター資格取得科目履修

〔※2以外の主体が実施する研修について、都道府県知事が1(1)に定める研修と同等以上のものと認める基準等は、追って示す予定。
 ※この他、子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会のとりまとめにおいては、保育士、看護師又は子育て支援員研修受講者に対する補足研修、保育に従事する者に対する定期的なフォローアップ研修の受講についても検討することとしている。〕



(参考) 既存事業の基準

(1) 東京都ベビーシッター利用支援事業の事業者認定基準（法人関連基準のみ）

- ・ 拠点となる事業所、認可外の届出
- ・ 法人登記、定款・法人登記での目的欄への事業の記載
- ・ 賠償責任保険等への加入
　　<経営者の保険> 対人：1名1億以上、1事故5億円以上、対物：1事故500万円以上
　　<児童の保険> 死亡・後遺障害：1口100万円以上、入院：1口1,500円以上、通院：1口1,000円以上
- ・ 過去5年間のベビーシッター業務で重大な事故がないこと
- ・ 本事業を統括する責任者を置く
- ・ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守し、社会保険（労働保険を含む。）に加入
- ・ 個人情報保護に関する規程を定めており、関係書類・データの管理保管を徹底していること。

(2) 子育て支援員研修の委託基準

- ・ 事業の適正かつ円滑な実施のために必要な事務的能力
- ・ 事業の安定的運営に必要な財政基盤
- ・ 研修事業の経理と他の経理の明確な区分（事業の収支状況を明らかにする書類の整備）
- ・ 講師要件（略歴、資格、実務経験、学歴等）
- ・ 各科目の研修を適切に実施するための体制確保
- ・ 要綱に沿った適切な研修実施の見込み

(3) ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者に係る審査判定基準（企業主導型）

- ・ 定款を完備
- ・ 法人登記、目的欄への事業の記載
- ・ 過去5年間に重大な事故がないこと
- ・ 賠償責任保険等に加入していること
- ・ 社会保険の加入等、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること
- ・ 個人情報保護に関する規程を定めており、関係書類・データの管理保管を徹底していること
- ・ 経営改善計画や中長期経営計画等を策定するなど、経営安定化に努めていること